

亀山工場ストライキに脅迫電話90分

シヤープ「派遣切り」で蠢く反社組織

2016年に急激な業績悪化を受け、派遣傘下にいた昨年、専証一部に復帰したシヤープ。その原動力となったのは臨時的な条件で働かされた労働力と、いかつい男たち。ただ、

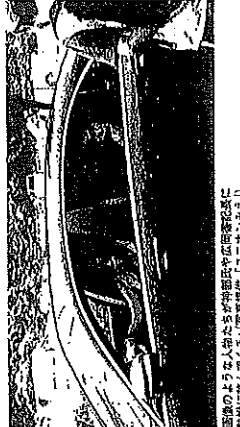
シヤープ 高橋千鶴子

2016年9月の業績悪化を機に、同社は専証一部に復帰した。専証の一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。急激的な業績悪化を受け、専証一部に復帰した。専証の一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

派遣先ではなく専証上乗車と見做され、シヤープ、このシヤープの専証上乗車社から専証一部に復帰を求めた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

日本において、三重県の外周人労働者では、まるでリーマンショック後のような状況が蔓延している。シヤープからの委託により、その専証上乗車社に派遣された。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。



専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。専証一部は専証上乗車として出直しを図り、昨年9月に専証一部への昇格を求めたが、早くもまたなげかりスルに置かれた。

被告発人目録

1 三重県鈴鹿市●●△丁目△番地△△号 []ビル●館2階
株式会社 HU
代表者代表取締役 A. N

2 三重県鈴鹿市●●△丁目△番地△△号 []ビル4階
株式会社 HU
代表者代表取締役 T. T

3 三重県鈴鹿市●●△丁目△番地△△号 []ビル●館1階
株式会社 HU
代表者代表取締役 T. T

4 三重県亀山市●●●町△番地△
株式会社 CS
代表者代表清算人 T. T

5 三重県亀山市●●●台△番地△△△
株式会社 TL
代表者代表取締役 A. N

6 三重県鈴鹿市●●●丘△丁目△番地△△号
株式会社 TS
代表者代表取締役 I. S

7 三重県亀山市●●●町△△△番地△△
株式会社 WS
代表者代表清算人 T. T

8 三重県亀山市●●●台△番地△△△
株式会社 CL
代表者代表取締役 I. S

9 三重県亀山市●●●町△△番地△
株式会社 JS
代表者代表清算人 A. N

10 三重県四日市市●●●△丁目△番地△号
株式会社 WT
代表者代表清算人 A. N

【共通様式1】2018.5

借入相談時・申込時(同意書)

生活福祉資金貸付事業等 個人情報情報の取扱いについて

1 利用目的
生活福祉資金貸付事業(随時特例なき資金含む)(以下、「本事業」という)の円滑な実施のため、貸付・償還の状況について正確に把握し、状況に応じて利用者の自立・生活支援、社会参加のための相談・支援を適切に行うことを目的とします。

2 取得について
本事業の貸付に際して、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得するものとします。

3 利用について
個人情報情報は、利用目的の範囲内で本事業担当者が取扱います。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、貸付審査等運営委員会、市町社会福祉協議会、民生委員及び民生委員児童委員協議会、県外の都道府県社会福祉協議会および全国社会福祉協議会、福祉事務所、公共職業安定所、生活困窮者自立支援制度における支援機関等、警察その他行政機関等の外部に対して個人情報を提供し、また取得します。

4 本事業目的以外への利用および第三者への提供について
取得した個人情報、本人の同意なく、目的以外への利用、および上記「3. 利用について」において示した外部への提供を除き、第三者へ提供することは致しません。

5 管理について
取得した個人情報、書面及びシステムで管理・利用し、漏えい・き損のないように努めます。システムの保守を委託している業者とは、個人情報保護について定めた条項を含む契約を締結しています。

6 本人への開示について
本事業で管理している個人情報については、貸付時の借入者と世帯員及び債務関係者に対して、本人確認をさせていただき、開示によって本人又は第三者の権利・利益を害するおそれがある場合や、本事業の適正な実施に善い支障を及ぼすおそれがある場合には、開示しません。

7 提出書類について
借入申込みの際に提出した書類は、審査の結果にかかわらず、原則として返却しません。

三重県社会福祉協議会 会長 様
社会福祉協議会 会長 様

私は、上記個人情報情報の取扱いについて同意します。
私と、私の世帯員が、暴力団員(暴力団員でない者を含む)に該当しないことを宣言します。

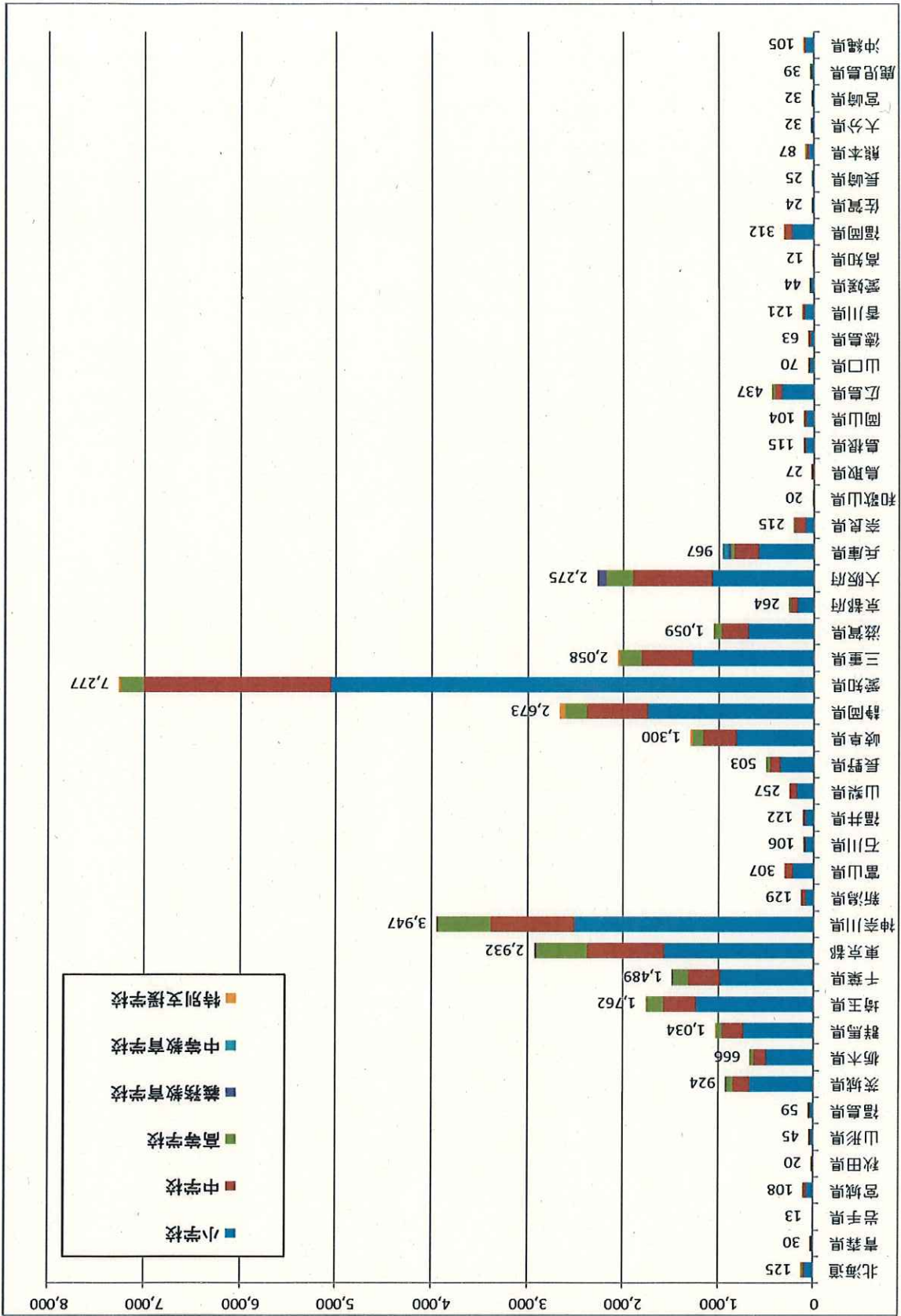
平成 年 月 日

借入者
住所 _____
氏名 _____ (印)
連帯保証人
住所 _____
氏名 _____ (印)

連帯借入者
住所 _____
氏名 _____ (印)
連帯借入者
住所 _____
氏名 _____ (印)

①-2 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の学校種別在籍状況(都道府県別)

(児童・生徒数：人)



③-1 日本語指導が必要な外国籍の児童生徒の母語別在籍状況(都道府県別)

(児童・生徒数:人)

	英語	韓国・朝鮮語	スペイン語	中国語	フィリピン語	ポルトガル語	その他	計
北海道	16	6	3	29	8	4	2	125
青森県	9	0	0	5	6	0	0	30
岩手県	0	0	0	5	3	0	0	13
宮城県	12	5	0	36	6	5	0	108
秋田県	3	0	0	4	5	0	0	20
山形県	2	4	0	23	8	0	1	45
福島県	3	1	0	22	19	1	1	59
茨城県	14	11	86	79	294	176	245	924
栃木県	19	2	232	51	111	16	94	666
群馬県	24	4	218	53	147	73	418	1,034
埼玉県	71	18	132	628	284	90	386	1,762
千葉県	61	37	123	561	296	37	317	1,489
東京都	172	125	46	1,512	427	59	566	2,932
神奈川県	138	59	516	1,215	648	432	612	3,947
新潟県	3	1	1	51	19	2	7	129
富山県	1	3	7	36	55	0	122	307
石川県	3	0	2	9	3	1	44	106
福井県	1	2	1	16	17	1	77	122
山梨県	4	7	43	50	31	4	105	257
長野県	14	1	45	154	49	2	199	503
岐阜県	9	5	40	98	581	1	525	1,300
静岡県	18	6	349	142	630	99	1,344	2,673
愛知県	124	104	833	881	1,606	78	3,223	7,277
三重県	22	4	490	83	331	8	848	2,058
滋賀県	15	8	190	52	90	6	655	1,059
京都府	6	18	2	118	34	3	4	264
大阪府	30	97	86	1,334	209	264	53	2,275
兵庫県	26	42	47	289	97	290	74	967
奈良県	0	5	34	122	9	2	12	215
和歌山県	0	1	0	8	8	0	0	20
鳥取県	1	2	0	7	12	0	0	27
島根県	0	1	0	12	15	1	77	115
岡山県	7	0	3	47	6	2	21	104
広島県	17	6	20	179	53	6	87	437
山口県	15	1	0	21	9	0	0	70
徳島県	6	4	1	18	10	2	0	63
香川県	3	1	38	31	35	0	2	121
愛媛県	8	0	3	12	4	0	1	44
高知県	0	0	0	5	1	0	0	12
福岡県	24	22	4	119	44	4	0	312
佐賀県	2	3	0	10	3	0	0	24
長崎県	4	2	1	8	3	0	2	25
熊本県	5	2	0	35	16	0	0	87
大分県	3	0	0	12	4	0	1	32
宮崎県	6	0	0	4	3	0	0	32
鹿児島県	9	4	0	7	9	0	0	39
沖縄県	52	3	4	11	15	3	5	105
計	982	627	3,600	8,204	6,283	1,515	8,779	4,345
								34,335

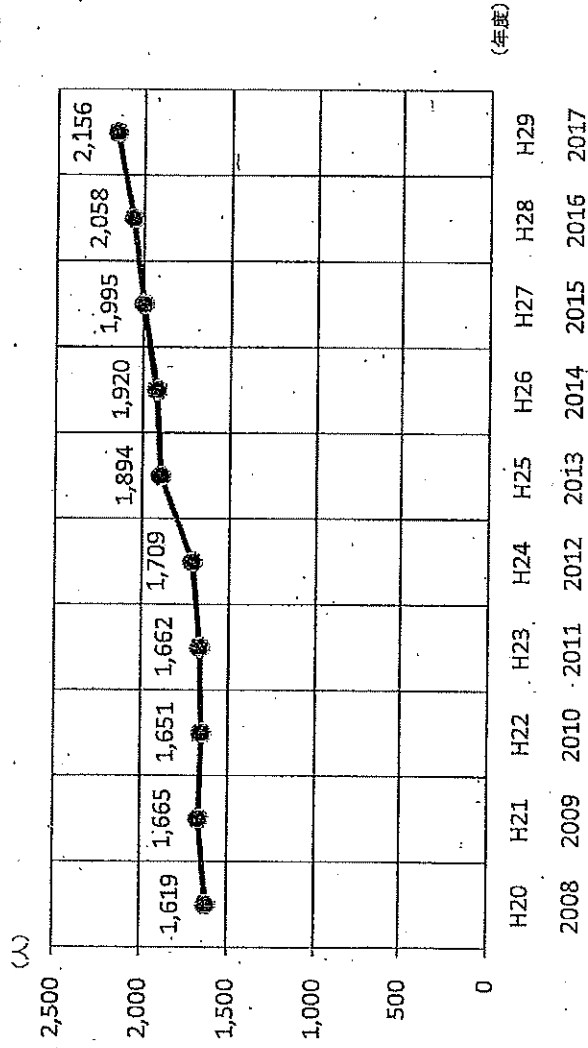
日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移

小中学校教育課・高校教育課・特別支援教育課
平成29年5月1日現在

年度	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	1,128	1,162	1,094	1,061	1,093	1,214	1,213	1,280	1,275	1,373
中学校	358	376	407	440	426	487	464	490	536	516
義務教育学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
県立学校	133	127	150	161	190	193	243	225	247	265
合計	1,619	1,665	1,651	1,662	1,709	1,894	1,920	1,995	2,058	2,156

※平成20年度から平成25年度は9月1日時点の調査結果、平成26年度以降は5月1日時点の調査結果。

※県立学校とは、三重県立高等学校（全日制・定時制・通信制）、特別支援学校（小学部・中学部・高等部）のこと。



外国籍の子就学不明1.6万人

100自治体調査 義務教育対象外

日本に住居登録し、小中学校の就学年齢にある外国籍の子どものみならず、約2割にあたる約1万6000人が、学校に通っていないが確認できない「就学不明」になっていることが、全国100自治体を対象にした毎日新聞のアンケートで明らかになった。既に帰国している事例もあるとされるが、外国籍の子は義務教育の対象外とされているため就学状況を確認していない自治体も多く、教育を受けられていない子どもが多数いる可能性がある。（社会面にはぼたいてきる）

アンケートは昨年9月11日、義務教育を受ける年齢の外国籍の子どもが多い上位100市区町を対象に実施。新年度が始まった直後の昨年5月の時点で住民登録されている6〜14歳と公立の小中学校や外国人学校に通っている児童・生徒の人数を聞いた。5月のデータがない自治体には近接した時点の人数を調べ、全自治体から回答を得た。100自治体で住民登録されている6〜14歳の外国籍の子どもは約1万1500

0人。アンケートでは、7割にあたる8万7000人が公立小中学校に在籍していた。この他3977人が外国人学校やフリースクールなどに通っていた。就学不明の約2割は、家にはいるが就学していない▽所在不明になっている▽住民票を残したまま帰国・転居した▽私立や外国人学校に通っているが自治体が把握していない—など認められる。自治体別では、住民登録数が約4800人で最も

多い横浜市で、3割にあたる約1400人が就学不明だった。住民登録数が一番多い大阪府でも3割の1307人、東京都江戸川区では半数の1030人が就学不明だった。一方、住民登録数が2034人で5番目に多い浜松市は就学不明は2人、1680人で6番目に多い埼玉県川口市も6人だった。両市は住民

外国人の就学義務

就学義務は憲法26条に基づき、国民に対し子どもは小中学校の教育を受けさせる義務を課すこと。外国籍の保護者は「国民」ではないため、子どもに就学させる義務を除外されるが、文部科学省は「教育についてのすべての権利を認める」とする国際人権規約を踏まえ、「外国籍であっても本人が希望すれば就学できる」として受け入れを自治体に委ねている。

登録していないから公立小中学校に在籍していない子どもの所在を調査しており、自治体間で把握状況に差が出た。就学確認をしていない自治体の多くは「外国籍の割合、日本人と違い子どもを小中学校に通わせる義務がないため確認していない」と説明した。

外国籍の子どもの就学状況に詳しい愛知淑徳大の小島祥義准教授は「就学不明児の中には、不就学のまま放置されている子がいる。自治体任せにせず国の統一の指針を作る時期に来ている」と指摘した。

【岡山はるな 堀巻行】